

令和 8 年

第 3 回 三川町議会臨時会会議録

令和 8 年 5 月 7 日 開 会

令和 8 年 5 月 7 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日

5 月 7 日 (木)

会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議第 23 号 令和 7 年度三川町一般会計補正予算 (第 9 号) の専決処分の承認について	3
議第 24 号 三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について	4
議第 25 号 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について	8
議第 26 号 令和 8 年度三川町一般会計補正予算 (第 1 号) の専決処分の承認について	10
議第 27 号 みかわ保育園・幼稚園幼稚園棟及び管理棟屋根改修工事請負契約の締結について	11
議第 28 号 塵芥車の取得について	13
議第 29 号 循環型手洗い器の取得について	14

令和8年第3回三川町議会臨時会会議録

1. 令和8年5月7日三川町議会臨時会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 志 田 徳 久 議員	2番 鈴 木 淳 士 議員	3番 小 林 茂 吉 議員
4番 土 田 市 子 議員	5番 小野寺 正 樹 議員	6番 佐久間 千 佳 議員
7番 砂 田 茂 議員	8番 佐 竹 優 子 議員	9番 鈴 木 重 行 議員
10番 町 野 昌 弘 議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	佐 藤 亮 副 町 長
齋 藤 正 志 教 育 長	中 條 一 之 総 務 課 長
鈴 木 亨 総務課危機管理室長	鈴 木 武 仁 企 画 調 整 課 長
加 藤 善 幸 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長	齋 藤 一 哉 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
加 藤 恵 美 健康福祉課子育て支援室長併 教育課学校教育主幹	菅 原 勲 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長
本 間 純 建 設 環 境 課 長	本 多 由 紀 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長
黒 田 浩 監 査 委 員	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

渋谷 淳 議会事務局長	林 愛 書 記
佐々木 凌 央 書 記	

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 5月7日（木） 午後1時開会

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 議第23号 | 令和7年度三川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について |
| 日程第 4 | 議第24号 | 三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について |
| 日程第 5 | 議第25号 | 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について |
| 日程第 6 | 議第26号 | 令和8年度三川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について |
| 日程第 7 | 議第27号 | みかわ保育園・幼稚園幼稚園棟及び管理棟屋根改修工事請負契約の締結について |
| 日程第 8 | 議第28号 | 塵芥車の取得について |
| 日程第 9 | 議第29号 | 循環型手洗い器の取得について |

○ 閉 会

○議 長（町野昌弘議員） ただいまから、令和8年第3回三川町議会臨時会を開会します。
(午後 1時00分)

○議 長（町野昌弘議員） これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、1番 志田徳久議員、
2番 鈴木淳士議員、以上2名を指名します。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。
この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について議会運営委員会委員長の報告を求めます。1番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る4月28日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本臨時会には、町長提案として、専決処分の承認4件、事件案件3件、以上7件であり、会期については、副町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、審議状況等を考慮いたしまして、本日1日間と決定をみたものであります。

なお、議事日程については、お手元に配布のとおりであり、本臨時会の進行が予定どおり終了できますよう、特段のご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（町野昌弘議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（町野昌弘議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第3、議第23号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第23号「令和7年度三川町一般会計補正予算（第9号）」の専決処分の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月25日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その内容につきましては、第1表繰越明許費において、農林水産業費における土地改良施設整備事業及び商工費における物価高騰家計応援クーポン券発行事業について、翌年度に繰越明許する額の変更により、補正いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） 議第 2 3 号「令和 7 年度三川町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第 2 3 号「令和 7 年度三川町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第 4、議第 2 4 号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第 2 4 号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令等が令和 8 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、原則として 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたところでありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 3 月 3 1 日付けで専決処分を行ったものであり、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う所要の規定の整備、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の延長及び令和 9 年度以降の固定資産税の免税点の引き上げ等の改正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） 所管の課長より、説明を求めます。

加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） それでは、私の方からただいま上程されました議案の内容についてご説明申し上げます。

補足説明資料もあらかじめお配りしておりますが、この度の改正は、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴うものであります。

主な改正点として、個人町民税につきましては、令和 8 年 4 月 1 日施行として、第 3 3 条において、上場株主の配当等における特定大口株主配当等が今までは総合課税となっていたものが、特定配当等として申告分離課税または申告不要となるほか、附則第 7 条の 3 における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の適用期限を令和 7 年 1 2 月 3 1 日

から令和12年12月31日までの5年間延長するなど、所要の見直しにより条文を整備するものであります。

また、令和9年1月1日施行としましては、第36条の3の3等における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しとして、所得税において年金扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても、個人住民税において必要な情報が得られるように扶養親族等申告書提出の範囲を拡大するものであり、令和10年1月1日施行としましては、地方税法等の改正に併せて、地方税法と条例で同じ内容を規定していた第34条の7の寄附金税額控除に関する規定について、所要の見直しにより条文を整備するものであります。

固定資産税につきましては、物価指数等が上昇していることを踏まえ、第63条において、令和9年4月1日から家屋の免税点を30万円に、償却資産の免税点を180万円に変更するものであります。

軽自動車税につきましては、令和8年3月31日をもって軽自動車税環境性能割が廃止されることに伴い、第18条の3、第19条、第80条各項から第91条各号、附則第15条の2各項から附則第16条の2各項において、軽自動車税環境性能割に関係する条文を削除するとともに、軽自動車税種別割を軽自動車税に改正するなど、関連する条文を整備するものであります。以上です。

○議長（町野昌弘議員）　これから質疑を行います。

2番　鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員）　今の概要説明等、様々ありましたが、なかなか税法の改正というのは非常に専門性が高く、我々一般町民では理解しにくいところがある話の中で、先般から条例の改正概要ということで資料をいただいております。その中で特に気になりましたのが、寄附金税額控除の改正、この概要欄に防衛特別所得税の創設に伴う改正というようにただし書きがあるわけですが、この防衛特別所得税というものがどういった目的として使われるものか。所管は国なわけですが、住民税に関係することということで分かる範囲で結構ですが、その目的等に関しての説明と併せて、この寄附金税額控除の制度改正というような部分について、もう少し具体的にお伺いしたいところです。といいますのは、私が様々調べてみたところ、これまでの、いわゆる寄附金特別控除、ふるさと応援寄附金、これの寄附金控除の上限というのは所得割の2割までを上限とするという規定であったものが、県民税、それから市町村民税にそれぞれ上限値を設定するというように理解できたところでもありますけれども、この辺の改正内容と防衛特別所得税の関係について説明をお願いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員）　加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長）　ただいまの寄附金につきまして、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正という部分でございます。以前より東日本大震災の関係で復興特別所得税を所得税に上乗せをして課税をされておったわけではありますが、こちらの方の税率を少し変更させていただきまして、総額の税額としてはそのままに、一部を防衛特別所得税ということで賦課するというところで聞き及んでいるものでございます。

内容につきましては、国の方で所管するものでございますけれども、防衛に関する事業に充てるものということで解釈をしているところでございます。

続きまして、ふるさと応援寄附金の内容でございます。先程も議員がおっしゃいましたとおり、特別控除におきまして上限の方を設けるということで聞き及んでいるものでございます。その内容といたしましては、給与収入1億円相当の方に対して193万円を上限として新たに設定をするということで聞き及んでおります。対象といたしましては、令和9年分の給与から適用ということで、まだ期間の方は先という形になっているようでございます。この寄附金控除につきましては、一般的に三川町民がされている寄附金控除、この金額につきましてはほぼ影響ないということで考えているところでございまして、従来どおりふるさと納税等寄附金をされた場合、その一部を除き、税額から控除されるということで対応するものと解釈しております。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 確認の再質問ということで理解いただければと思いますけれども、今、復興特別所得税の中から質問しました防衛特別所得税の払い出しをすると、要するに復興特別所得税の一部を流用するという理解でよろしいものか確認させていただきたいと思います。

それから、寄附金の上限、約1億円の所得の対象になるということで、三川町内でどれくらいいますかというところを質問しようと思ったのですが、基本的にはいらっしゃらないという理解でいいわけですね。それでは、前段の質問だけ確認をお願いしたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 復興特別所得税につきましては、現在、復興に充てるものとして、税額の方に上乗せという形で対応しているわけでありまして、その税率の方、総額の方を変えずに、その内訳の方を変えるという形で復興特別所得税、それから新たに防衛に関する税額という形で課されるものということで、今までの復興に関する税額と総額は変わらないということで聞き及んでいるところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 私の方からは、新旧対照表の30ページにあります優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する内容について伺いをいたします。

30ページの中ごろのところに控除の除外に関する規定です。いわゆる災害レッドゾーンとなる区域を除外するといったような規定が新たに追加されたというようにあるわけですが、この特定都市河川浸水被害対策法の浸水被害防止区域内の除外に関する規定、これが新たに追加されたわけです。三川町で指定をしている箇所があるのかどうかについて確認をさせていただきたいと思います。洪水ハザードマップというものが公開されているかと思います。その中では浸水想定区域という指定があるわけですが、そことまず異なるものであるという認識でしょうか。その辺をご説明いただきますとありがたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 浸水被害防止区域ということでの質問でございますけれども、すみません、この詳細につきまして手元に資料がございませんので、三川町内のどの部分になっているかということを調べておりませんので、ご容赦願えればありがたいというところでございます。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） まず三川町内で具体的にこの浸水被害防止区域が設定されているかどうかは今分らないということでもありますけれども、一般的なところで、このハザードマップと浸水想定区域、ここと違うのかに関してもし分かれば教えていただきたいと思います。と申しますのも、今回の改正では、土地譲渡に係る町民税の課税の控除、これだけでなく、この法改正の中では、所得税に関するいわゆる住宅ローン控除にもこうした災害レッドゾーン除外規定が設けられていると記憶しております。そのため、この災害レッドゾーンとなるものが、いわゆるこのハザードマップで示している、色塗りをされた区域とは違うものだということが分かるかどうか、もしそこを確認できればと思いましたので、分かればお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 先程の質問と同様に、その対象につきまして、所得税の方で対象になったものを我々が引き継ぐというような形で考えておったところでございまして、詳細につきましては、なお、その案件が発生するというような事例が、情報が入ったときに新たに調査するというので、現在持ち合わせておりませんので、大変申し訳ないのですが、改めて勉強させていただきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 8番 佐竹優子議員。

○8番（佐竹優子議員） 承知いたしました。このいわゆる災害レッドゾーンとなるかどうかというところがなぜ問題かと申し上げますと、例えばですが、譲渡に係る所得の控除、町民税の控除だけでなく、いわゆる所得税に関して関係するということを先程申し上げましたけれども、令和10年度以降に新しく住宅を取得したいと考える方が、今まで以上にその候補地となる土地のハザードマップを確認することが多くなるというように考えております。実際に、今現在、不動産に関連するサイト等で見ても、開設している記事の中で、その想定区域との違いについて正しく書かれているといったサイトはなかなかないのかなと思いますけれども、やはり専門的な知識がないとその区別がつかないのではないかと思います。

例えばなんですけれども、正しい認識が浸透しないままですと、ハザードマップに色塗りがあるからこの特例が受けられないのではないかといったような誤解が広まる可能性があると思います。そうすると、土地や建物を取得したいといった、そういった取り引きについて冷え込んでしまうというか、悪い影響が出るのではないかというように考えたところでもあります。そういった影響を避けるためにも、この正しい定義といいますか、三川町の住宅地は安全な場所にありますといった正しい周知をしていくことが大事になるかなと思いましたので、またこの対策等についても検討していただきたいと思いますところでもあります。以

上です。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） 議第24号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第24号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第5、議第25号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第25号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたところではありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、医療給付費分の課税限度額の変更、国民健康保険税の減額判定の算定基準の変更、子ども・子育て支援納付金の18歳以上被保険者均等割額の減額等による規定の整備であります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

7番 砂田 茂議員。

○7 番（砂田 茂議員） 今回の条例改正での軽減割合の方からお聞きしたいと思います。7割、5割、2割軽減とある中で、今回は5割軽減と2割軽減の軽減対象が広がるということですが、初めに国保の加入世帯数を教えていただきたいと思います。それから、併せて7割、5割、2割軽減の世帯数ですね。これも伺いたいと思いますけれども、今回改正されることで5割、2割軽減の世帯数はどのように変化していくのか、試算されていましてらお聞きしたいと思います。

○議 長（町野昌弘議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） 国民健康保険税の加入世帯数、それから7割、5割軽減の状況ということでございました。令和7年度の国民健康保険税、現時点、令和8年5月1日、これが最新の数字になるわけでありまして、この内容におきましては、世帯数としては976世帯、被保険者数としては1,506人ということで把握しているところでございます。そのうち7割軽減の該当世帯230世帯、5割軽減が123世帯、2割軽減が111世帯、これは医療給付費分ということで、被保険者となっている方すべてが対象となる部分につきまして、この件数が軽減されているというところでございます。この数字をもとに、今回増額される軽減判定基準額、これを反映しまして試算しましたところ、その動きにつきましては、1世帯から2世帯という形で現在あまり影響がないというようなことで押さえているところでございます。まずは5割軽減の部分で1世帯あるかというようなところでございました。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） すみません、少し聞き取りづらかったんですけれども、後程数字的にはまた確認させていただきたいと思うんですけれども、もう1点お聞きしたいと思うのですが、課税限度額に達している世帯数、これまでのところどのくらいになっていたのか、その点もお聞かせください。

○議長（町野昌弘議員） 加藤町民課長。

○説明員（加藤善幸町民課長） それでは、この上限に達している世帯ということでございました。先程と同じ条件、令和7年度の現時点、令和8年5月1日、最新の数字でございます。限度額という形で対象になっている世帯は15世帯でございます。15世帯対象になっておりまして、こちらの方々、増加額1万円ということでございましたので、15掛ける1万円で15万円の増があるのかなということで見ているところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

まず初めに、原案に反対者の発言を許します。7番 砂田 茂議員。

○7番（砂田 茂議員） 三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、反対の立場で討論をいたします。

軽減措置に係る所得基準額の改正は、物価高騰による収入増で軽減対象から外れることのないようにするために当然必要な措置であると考えます。しかし、国保税賦課限度額の引き上げについては同意できません。これまでの課税限度額109万円に対し、令和8年度から医療給付費分を66万円から1万円引き上げ67万円となります。後期高齢者支援金等分と介護納付金分は据え置きとなっておりますが、先の条例の一部改正で新たに子ども・子育て支援金分が創設され、その分の3万円が加わり、総額で109万円から4万円増の113万円にもなります。

これまでも賦課限度額が都度引き上げられてきている中で、厚生労働省は高齢者に更なる負担を求めることで、中間所得者層に配慮した保険料設定が可能になると説明していますが、

国保新聞の記事では、実質的に中間所得者層の負担増となっていると報じています。所得に対する負担率が協会けんぽや健保組合などから見れば異常に高い国保の構造的な問題がある中で、日本維新の会の所属議員による、いわゆる国保逃れ問題が報道されました。維新の議員も国保が高いと痛感していることが判明しています。子ども・子育て支援金導入と併せて、本来国が保障すべき社会保障の財源を削って、国保などに負担を転嫁させる政策は根本から間違っていると思います。国保世帯の負担軽減を求め、課税限度額の引き上げに反対するものです。

以上、討論といたします。

○議 長（町野昌弘議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） 議第25号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立多数であります。したがって、議第25号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第6、議第26号「令和8年度三川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第26号「令和8年度三川町一般会計補正予算（第1号）」の専決処分の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年4月1日付けで専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、補正後の予算総額を53億8,930万円といたすものであります。

まず、歳出であります。3款民生費の児童措置費に物価高対応子育て応援手当支給事業における物価高対応子育て応援手当を追加補正いたしましたものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い14款国庫支出金に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

2番 鈴木淳士議員。

○2 番（鈴木淳士議員） 念のためという意味で、この30万円の予算の対象となる世帯、また、家庭状況等についてのご説明をお願いいたします。

○議 長（町野昌弘議員） 加藤子育て支援室長。

○説明員（加藤恵美子育て支援室長） この対象となる世帯につきましては、3月に申請のあった公務員の世帯ということで、対象の子どもは9名となっております。そのうち2名が出生として生まれているお子さんとなっております。以上です。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） 議第26号「令和8年度三川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第26号「令和8年度三川町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 日程第7、議第27号「みかわ保育園・幼稚園幼稚園棟及び管理棟屋根改修工事請負契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第27号「みかわ保育園・幼稚園幼稚園棟及び管理棟屋根改修工事請負契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る4月23日、みかわ保育園・幼稚園幼稚園棟及び管理棟屋根改修工事に係る指名競争入札を行い、指名7業者による入札の結果、阿部工務店が5,335万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（町野昌弘議員） 所管の課長より、説明を求めます。

中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 去る4月23日に執行しました、みかわ保育園・幼稚園幼稚園棟及び管理棟屋根改修工事に係る入札執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、入札参加資格者名簿において、町内に本社が所在する建築工事業業者7者を指名し、入札を執行いたしました。予定価格につきましては、税抜き価格5,322万円で設定し、入札執行の結果、1回目で、阿部工務店が4,850万円、税込み

価格 5,335 万円で落札いたしましたものであります。なお、工事の期限につきましては、令和 8 年 9 月 30 日までといたしております。

説明については以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員）　これから質疑を行います。

3 番　小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員）　今、総務課長の方から経過をご説明いただきました。公共工事、今までも様々な入札がございまして、私もこの議場に席を置かせてもらってから 20 年経ちましたが、ほとんど指名競争入札が主でありました。ちょうど今から 20 年ほど前の平成 17 年に確か、単なる安く入札を落とす、そういったことよりは、将来的にその品質を確保する法律が施行されて、品確法というのが施行されたんですね。それ以来ずっと、いわゆる総合評価方式というのがその中から生まれてきてまして、各自治体も少しずつ入札方式をとっております。本町の場合、その総合評価入札方式についてどの程度、その導入に向けた考えをお持ちなのか。また、本町がその入札制度を採用できない、そのネックとなっているものは何かということを当局はどのように考えておられるか、ご説明いただきます。

○議長（町野昌弘議員）　中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長）　本町といたしましては、これまで指名競争入札の中での入札での執行を執り行ってきたところでございます。議員がおっしゃいます総合評価方式での入札につきまして、導入について本町の中でこれまで検討したということ、導入についての検討そのものを検討した経過はございますけれども、本町といたしましては、現在の指名競争入札が一番適切ではないかというような判断のもとに、これまでの入札方法については継続してきたという経過でございます。

○議長（町野昌弘議員）　3 番　小林茂吉議員。

○3 番（小林茂吉議員）　今、建設業者の皆さん方も非常に厳しい状況にあるわけでありまして、その指名業者の中にもやはり本町の様々な面で、防災の面とかボランティアとかそうした面でやはり協力業者として大変貴重な存在になっております。そうしたいわゆる働きをしてくださる業者というものも、ある一定の点数化をして評価していくべきではないのかなというように思いますし、これから我々が町が持っている様々な施設等の改修工事もそうですが、やはり落札価格が低いだけでなくして、将来的にその品質がずっと長年確保されていくかということも評価していくべきではないのかなと私は常々思っているのですが、ぜひ総合評価制度についてやはり検討、勉強、研修というものも少し置いたらいかがかなというように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（町野昌弘議員）　以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員）　これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員）　討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員）　以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） 議第２７号「みかわ保育園・幼稚園幼稚園棟及び管理棟屋根改修工事請負契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 ９ 名 不起立 ０ 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第２７号「みかわ保育園・幼稚園幼稚園棟及び管理棟屋根改修工事請負契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第８、議第２８号「塵芥車の取得」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第２８号「塵芥車の取得」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、財産の取得について、地方自治法第９６条第１項第８号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いいたすものであります。

去る４月２３日、塵芥車の取得に係る指名競争入札を行い、指名４業者による入札の結果、太平興業株式会社鶴岡支店が９３０万６,０００円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） 所管の課長より、説明を求めます。

中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 去る４月２３日に執行しました、塵芥車の取得に係る入札執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、入札参加資格者名簿において、近隣市町を含めて車両を取り扱う５業者を指名いたしました。そのうち１業者から辞退の申し出があり、４業者による入札を執行いたしました。予定価格につきましては、税抜き価格９４９万８,０００円で設定し、入札執行の結果、１回目で、太平興業株式会社鶴岡支店が８４６万円、税込み価格９３０万６,０００円で落札いたしましたものであります。

なお、納入期限につきましては、令和９年３月１５日までといたしております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議長（町野昌弘議員） 議第28号「塵芥車の取得」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第28号「塵芥車の取得」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（町野昌弘議員） 日程第9、議第29号「循環型手洗い器の取得」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第29号「循環型手洗い器の取得」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る4月23日、循環型手洗い器の取得に係る指名競争入札を行い、指名4業者による入札の結果、株式会社大滝商会在が904万2,000円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（町野昌弘議員） 所管の課長より、説明を求めます。

中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 去る4月23日に執行しました、循環型手洗い器の取得に係る入札執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、入札参加資格者名簿において、発注する物品の特殊性を考慮し、地域を限定しないで消防防災機器を取り扱う6業者を指名しましたが、そのうち2業者から辞退の申出があり、4業者による入札を執行いたしました。予定価格につきましては、税抜き価格825万円で設定し、入札執行の結果、1回目で、株式会社大滝商会在が822万円、税込み価格904万2,000円で落札いたしましたものであります。

なお、納入期限につきましては、令和9年3月26日までといたしております。

説明については以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） これから質疑を行います。

9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） この循環型手洗い器について確認させていただきたいと思います。まずもっていったものなのか。また、取得することについての経緯、目的、また導入後の利用想定について伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 今回導入する循環型手洗い器につきましては、先の3月議会定例会の際に補正予算ということで上程、可決していただきました地域未来交付金という

ものを活用して、町に3台導入するものでございます。災害発生時においては、やはり水は非常に貴重でございます。一方で、避難所における衛生環境の確保という意味では、やはり手洗い、手指消毒といったものも非常に重要になります。そこで、少ない水の量で多くの方が手洗いをして衛生環境を保てるようにということで購入するのが今回の循環型手洗い器でございます。サイズとしては、大体ドラム缶サイズぐらいでございまして、重さといましては、水が入っていない状態で大体60 kg ぐらいということで、二人ないし、力のある方であればお一人でも運搬は可能だろうなというように考えております。

また、今回導入いたしました町のイベント等での活用を通じまして、住民の皆さま方にお披露目したいなというように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 9番 鈴木重行議員。

○9番（鈴木重行議員） 3台導入するというお話でありました。普段どのように、どこに保管しておくのかということを確認したいのと、災害時に利用が見込まれるというようなお話でしたけれども、停電もつきものかと思いますが、停電の際も利用できるのかどうか、そこ2点確認させてください。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） まず平時においてどこに置くかということでございますが、災害時には各小学校の方に運ぼうとは思っているのですが、各小学校の浸水想定区域以上のところには、運ぶには少し重量があるものですから、まずは町の水防倉庫の方に保管をさせていただいて、災害の恐れがあるときに急いで運ぶというような形で運用を考えております。

また、停電時でございますが、非常用発電機に接続する形での運用が可能となっておりますので、まずは停電時においても運用は可能だというように考えております。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 3器で800万円超えという、非常に価格は高価ですね。何と言いますか、手洗い器ということだけで、3台を割れば二百数十万円、果たしてこれがどれほどの機能性を持って利便性がある効率性があるのかということは非常によく分かりませんが、山形県内の市町村の中でもやはり、いわゆる広域的な相互応援という締結をしていますよね。各自治体においてこれを導入している傾向にあるのかどうかということですね。これからそうした防災資機材については、どの自治体も備えることは大切なことですが、非常にだぶついていくのかなというような、将来的に、私は懸念しているんですよ。必要なものは必要なんですけども、どの自治体も全部もう何もかも揃えていくというのがいいのかどうか。それよりは、カウンターパート方式のいわゆる対口支援ですよね。例えば、三川町はどこの自治体と支援をやっていく、受援・支援、この関係を築けば、どちらかが持っていればそれを活用できる。そういった方式の方に少しずつ変えていかないと、私はこの資機材で倉庫が満杯になってしまっていて足りなくなってしまうのではないかと心配するんです。便利なものは便利だということは分かりますが、これからの資機材の備え方については、や

はり思考が必要なのかなというように思います。

それから、手洗い器ということで手を洗うだけであって、もちろん飲水には適さないわけですね。ある一定の水を循環させて、ろ過するというシステムでしょう。ですから、飲水には使いものにならないということになります。手を洗えば食事をするということなので食べ物をつかむわけですから、やはりその衛生面で本当に保障できる手洗い器なのか、私は分かりませんが、例えば我々が普段飲んでいる水道水というのは、やはりこの水質基準の項目が51項目あって、それを全部クリアしないと飲める水道水にはならないわけですね。この機器が果たしてどれほどきれいな水で手を洗うことができるか、それがよく分からない。どの程度の機能性を持っているのか、そこが分かれば、メーカーの方からどのような説明をいただいたのか、少し説明をもらえればありがたいです。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 町の備蓄の方針に関するご質問も踏まえまして、非常にありがたいご意見だったのかなというように思うところでございます。おっしゃるとおり、やはり相互応援協定なりをすることによって、少ない財政の中で上手にやりくりしていく考えというのは非常に重要だろうなというように思いますし、当然ご存知のとおり備蓄倉庫にも限りがございます。こういったところに果たしてどこまでの備蓄を備えておけばいいのかというのは非常に難しい問題であろうなというように思います。こうした中で、やはり国においては、過去の大災害の経験からどんどん備蓄の品目を増やして自治体に要請をしているところでございます。私どもといたしましては、備蓄倉庫の容量等も見ながら、必要な物品に優先順位をつけて備蓄を進めているところですが、今、小林議員からいただいた意見も参考にしながら進めていきたいと思っております。

また、今回導入する循環型手洗い器が飲料水に適するのかなどうか、どの程度の浄水機能を備えたものかなどというようなご質問でございました。メーカーからの説明によりますと、飲料水に適する程度にまで浄水は可能だということでございます。ただし、飲料水にしましては法律に基づいた基準がありまして、例えば手洗い器のシンクの構造上、あまり飲み水としてダイレクトに使うのはよろしくないというような説明もありますし、また、循環型手洗い器の名前が示すとおり、循環させた水を飲んでしまうと今度は手を洗うための水がなくなってしまうというものになりますので、本町といたしましては、今回循環型手洗い器は導入しますが、飲料水については、例えば流通備蓄ですとか各家庭にお願いしているペットボトル飲料、もしくは別途、本町で備え付けている浄水器などを活用したろ過水などを活用した形での対応を考えたいというように思っております。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 本町も民間事業者の皆さん方と、いわゆる災害協定として、いわゆる物資のやりとりを三十数社と締結していますよね。例えば民間事業者の中で不慮の災害が起きて水道が使えないといった場合、三川町と締結している事業者の皆さんにその貸し出しは可能なのですか。答弁ください。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 災害が発生したときの状況にもよると思います。まず今回は国の交付金を活用していますが、まずは町民の皆さま向けというところを優先してお使いいただく形になりますが、事業者からの要請に応じて、住民サービスに十分な利用が確保できるという状況であれば、余っている部分について、手洗い器についての貸し出しは可能であるというように考えるところでございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 私からも数点お伺いしたいと思います。これまでの質疑をお伺いしますと、災害用に手洗い器ということが必要だということの取得であるようでありますけれども、その使用に関してマニュアル等は整備されていくのかどうなのか。災害時、多岐にわたる対応が必要な中で、手洗い器をただ整備するだけで、誰がどの目的でどこに配置してなど、そういったマニュアル等は整備していく考えがあるのかどうなのか。

また、この機器の性能といいますかスペックをお聞きしたいんですが、浄水でいったら何Lぐらいを何回使用できるものなのか。20Lを500回とか様々なスペックがあるようだけれども、どのぐらいの機能のものなのか。また、先程の答弁で、非常用電源で使用できるということでありましたけれども、それもセットにして備え付けていくのかどうなのか。

または、この説明で地域未来交付金というものを適用するということでありましたけれども、そもそもの水、浄水器というものにはいかなかったのかどうなのか。手洗いの水というものは大変重要であるとは思いますが、そもそも断水等の対応というものが各自治体で大変苦勞しているなということで見ているわけでありましてけれども、そういった浄水器等への対応ということは考えられなかったのかどうかということも併せてお伺いできればと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） いくつかご質問がございました。まず、マニュアルの整備についてでございます。今回導入する循環型手洗い器のマニュアルについては、各避難所においてお使いいただくわけですが、それほど複雑な使用方法があるというようには考えておりません。ですので、各避難所において利用していただく際にご説明をさせていただいて、その中で運用していただければいいのかなというように思っているところでございますが、なお、やはり高価なものでございますので、注意点が必要だということであれば、張り紙をするなど何らかの対応をしてまいりたいなというように考えるところでございます。

それから、スペックでございます。ただいまご質問の中でもご指摘がありましたが、今回導入するものについては、20Lの水を繰り返し使うことで約500回以上の手洗いが可能というようになっているところでございます。また、電源につきましては、各小学校に非常用発電機が設置されておりますので、そちらでの対応を考えておるところでございます。

また、浄水器ということでございますが、こちらもすでに町の災害用備蓄として備えておりますので、こちらの方を活用して初期設定なども行えればなというように考えておるところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 6番 佐久間千佳議員。

○6番（佐久間千佳議員） 使用マニュアルというものも大切であります、災害時に水防倉

庫から避難所へ搬入する手順といいますか、誰がどの部署が手洗い器がありますよということとで持っていくのか。その必要性が出るのかどうかも含めてなんですが、そういったところを整備していく必要があるのではないかなと。宝の持ち腐れにならないようにするには、そういった決まりが必要ではないかなというように思いますし、浄水器はあるということで、その手洗い水にできる浄水はできるということで、何と言いますか、浄水が手に入れられれば手洗い水も手に入れられるのではないかなというようにも考えながらも、ただ繰り返し20Lの水を使えるということで、貴重な水の使用にはなるのかなというように考えたところであります。災害時の搬入等の設置マニュアルの考え方を一つ伺いたい。

先程の答弁では、イベント等でも活用できるというようなことでありました。確かにパルク赤川であったり、また、菜の花まつりの方でも、水場の遠いところに置くという対応はできるのかなというように聞いていて思ったわけですが、同時に、電源も持っていけないといけないということで、その辺のイベントに関しては、やはり自由に使うことができるのかどうなのかということ。そして、1回、一度水を通して使用した後のメンテナンス、水を入れっぱなしにしておいたらどうなるのかなとか、年間といいますか、ランニングコスト、こういった面でこの機器を維持する費用がかかってくるのか、分かっている部分があれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） まず1点目の運搬に関するマニュアルということでございました。こちらにつきましては、まずは今年3月の納入までに、そのやり方も含めて我々の方で考えてまいりたいというように考えております。

また、浄水器があれば手洗い器がいらないのではないかなというようなご意見でございましたが、やはり節水という視点でも必要ですし、また、今回のすでに購入している浄水器は、例えばプールの水を使うといった形の浄水を考えておりますので、やはりその水の容量も限られているということを考えれば、少ない水で複数回手洗いをできるのは非常に有効であるのではないかなというように考えているところでございます。

また、イベント等での活用につきましてでございますが、こちらにつきましては、ぜひ町民の皆さまへのお披露目の機会もたくさん確保しておきたいというように我々としては思っておりますので、各イベントの主催者等と協議しながらお披露目の機会をできるだけ多く確保できればなというように思っているところでございますが、やはりご指摘のとおり、内部にある浄水のための消耗品というものが交換が必要になってきますし、内部の水もやはり滞留させておきますと悪くなってしまう。ですので、定期的なメンテナンスというのはコストがかかってまいります。そちらについても、コストの方は導入時に試算をしておったのですが、本日手元に資料がございませんので、申し訳ございません、お答えができないところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 今、同僚議員から縷々質問があったわけですが、私からも数点確認させていただきたいのですが、一つ目としましては、地域未来交付金という交付金を

活用して購入ということでありましたが、この地域未来交付金はどういったものに使える範囲があったのか。たぶんこの手洗い器専用ということではないと思うんですけども、他の防災用具等についても購入の対象になるのではないかと、使用の対象になるのではないかなと思いますので、その範囲等を確認したいと思います。

もう一つが、普通であれば、初めて導入する機械というのは、これまでも経験のないものということからすれば1台を購入してみて、その実際の活用方法を十分確認した上で、複数台必要となれば複数の購入に移るとというのが行政としてのマニュアル的な手法かと思うのですが、これを一気に3台も必要というように判断した経過について再度確認したいと思います。

今、同僚議員からも質問があった中で、これまでも水についてはプールの水を活用する、いわゆる黄色い水タンクに持ってきて、必要に応じてその水を活用する。塩素を投入すればある程度消毒効果が出ますので、手洗いくらいには十分活用できるというような実情にある中で、今回3台も購入する必要があったと判断したことについては、これはトップ、町長もよかろうということで判断をしたと思いますので、ぜひ町長からの所見もお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 地域未来交付金の対象となる物品の範囲でございます。こちらにつきましては、3月議会定例会の補正予算のときにも同様の質問がございまして、本日その資料を持ち合わせていないので、記憶をたどっての答弁になってしまって申し訳ないのですが、今回、国の方で危機管理投資の促進ということで、各市町村が揃える防災備蓄について全般的に支援を行うものでございます。金額については、対象経費の1／2、また残りの1／2が特別交付税措置されるということでございまして、実質的に事業費の確か20％程度でしたか、それぐらいの持ち出しにしかないということで、非常に有利な補助金、補助メニューだったというように記憶しております。

今回、三川町では循環型手洗い器の他にスポットクーラーも各学校の方に不足分を準備するというようなことで答弁したかと思っておりますし、また、他にも今回の3月議会の補正予算で様々な物品を購入するというで答弁をさせていただいておったところでございます。

また、従来の町の考え方として試験導入、一気に3台導入するのではなくて試験導入というやり方もあったのではないかとということでございます。今回の導入にあたりましては、近隣自治体の導入実績等も踏まえて導入を考えたところでございまして、また、先程来、他の議員の質問にもありましており、やはり節水効果というのが非常に高いということで、確かに鈴木議員おっしゃるとおり、例えばポリタンクなどに塩素を入れて消毒した上で手指消毒するということも当然可能でございますが、それだと少し流れてしまう、やはり失われてしまう水も多いのかなということで、せっかくこういった機会があるのであれば、またこういった補助金メニューがあるのであればということで、今回この補助金メニューを活用させていただいて導入をさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（町野昌弘議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 近年、全国的にも多発している自然災害というような対応というように、全国の自治体においても災害時の避難所運営、あるいは住民に対する避難物資の提供、様々な災害対応が求められているというような状況でもございます。こうした中において、やはりこの災害時における避難所での資機材、更には備蓄、そういったものへの対応ということは、全国の自治体でも順次進めてきているというような状況でもございます。

こういう中において、先程来議員の質問の中にもありますように、災害時ということについては、災害時の応援協定を結んでいる事業者、あるいは業者というような形での協力方法、更には災害時応援協定を結んでいる自治体同士の応援協定とか、様々な応援の方法があるわけでもございます。こうした中においての現状においては、やはり災害発生時における避難所の設営箇所、そして避難の災害の範囲、そういったことを考えますと、やはりその資機材を複数の自治体において所有するということについては、やはり様々なその災害に備えるというような状況からすると、第一次的にはそれぞれの自治体での対応ということにならざるを得ないというように思っているところであります。

こうした中、国土交通省、また消防庁も含めて、この災害対応における様々なこの対応の実例というようなことで、全国的にも資機材をいかに有効活用するかというような取り組みも進んでいるということを聞き及んでいるところでもございます。そういった部分においては、これからも大規模な災害にどう備えるかということからすれば、本町のこの資機材の導入ということからすると、ある面においては県内の自治体においても、進んでいる方とはいき切れないというような状況にあらうかなというように思っております。これはやはり人口、そして本町における地理的条件ということからすると、なかなかそういう災害時の避難所運営等に関わる各種避難所の、例えば避難所の中におけるプライバシーの保護というような中におけるこの対応からすると、様々なこの資機材はまだまだ備えていく必要があるのかなというように思っているところであります。

しかしながら、先程来ありますように、これらの資機材はやはり避難所においてしっかり機能を発揮できるということからすると、広域連携により集中的なお互いの行政同士の協力ということも、これは当然視野に入れていかなければならないというように思っております。そういうことで、災害に対しては、それこそ忘れたころにやってくるとは言うものの、その災害にどう対応するかという場合においては、やはり備えるべきは備える、そしてその先においては連携、そして特に災害においての復旧・復興までの期間というようなことを考えながら、これらの資機材が有効に活用できるような方法をということも十分検討していかなければならないというように思っておりますし、先程来あるとおり、せっかく避難所等に導入する資機材ということであれば、その利活用ということも考えていくということは当然だろうというように認識をいたしているところであります。

○議長（町野昌弘議員） 2番 鈴木淳士議員。

○2番（鈴木淳士議員） 町長が答弁いただいたとおり、防災に対する資機材の拡充という部分については誰も賛同する話でありまして、否定するものではないのですが、今回の交付

金の活用については、ここからは私の個人的な所見になりますけれども、もっと別のものを拡充するというような方策が、まさに町長が目指す防災資機材の拡充に繋がったのではなかろうかというように感じたことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 1 番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 私は今回の手洗い器の導入は賛成です。避難所、密集したところで一番怖いのは感染症であります。消毒用のティッシュもありますけれども、あれは一回使うと廃棄、その処理もまた次の段階で大変なことであります。やはりこういう感染症を、今は様々なものが感染しておりますけれども、この感染症を防ぐためにも、この機械の必要性は分かりますけれども、今回、消防機材を扱っている会社を対象に入札をしたということでもありますけれども、違う角度からの扱う衛生面とか様々なものはありますけれども、こういうところへの声掛けはどうだったのか、最初にそれを伺います。

○議長（町野昌弘議員） 中條総務課長。

○説明員（中條一之総務課長） 指名審査会の中で、この循環型手洗い器を購入するにあたり、どの業者が対象としてできるのかということを検討いたしました。やはりこの特殊性のある消防防災機器としての取り扱いというところで選ぶべきではないかと。一般的な手洗い器であるからということでの事業者を選んでも、なかなかそのものを提供することができないのではないかとというように、指名審査会の中では検討を行ったところでございます。案の定6業者を指名しましたが、やはり2業者からの辞退も出ているということで、消防に特化した事業者の方からの入札が今回行われたのかなというように思ったところでございます。なかなかやはりものの特殊性ということを考えますと、そのカテゴリーを選ぶ中에서도悩ましいところもあったんですが、最終的には指名審査会の方でこういった事業者を指名したという経過でございます。

○議長（町野昌弘議員） 1 番 志田徳久議員。

○1 番（志田徳久議員） 今回の入札の意図は分かりましたけれども、これは初めての機械ということもあります。今回入札に参加して扱った業者、指名された業者も含めて実績はあるのか。他市町村でも避難所で活用したという、重要なものですので、実績の方を伺いたいと思います。

○議長（町野昌弘議員） 鈴木危機管理室長。

○説明員（鈴木 亨危機管理室長） 私どもの方で仕様書を作成する際には、そういったところも加味して、まずはアフターメンテナンスもアフターケアも対応できる業者ということでお願いはさせていただいたところでございます。なお、今回、大滝商会の方で導入いただくわけですが、大滝商会につきましては、今回我々の方で指定したメーカーの代理店ということで、まずは指定されているということで取り扱いも可能ということでございますので、まずは実際の運用段階においても、不測の事態への対応もしていただけるものだというように考えておるところでございます。以上です。

○議長（町野昌弘議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（町野昌弘議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（町野昌弘議員） 討論なしと認めます。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（町野昌弘議員） 議第 29 号「循環型手洗い器の取得」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長（町野昌弘議員） 起立全員であります。したがって、議第 29 号「循環型手洗い器の取得」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（町野昌弘議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
これをもって、令和 8 年第 3 回三川町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 2 時 28 分)

地方自治法第 1 2 3 条の規定により、
ここに署名する。

令和 8 年 5 月 7 日

三 川 町 議 会 議 長

三川町議会議員 1 番

三川町議会議員 2 番